

地域に貢献する国有財産行政 (北海道局)

令和5年6月

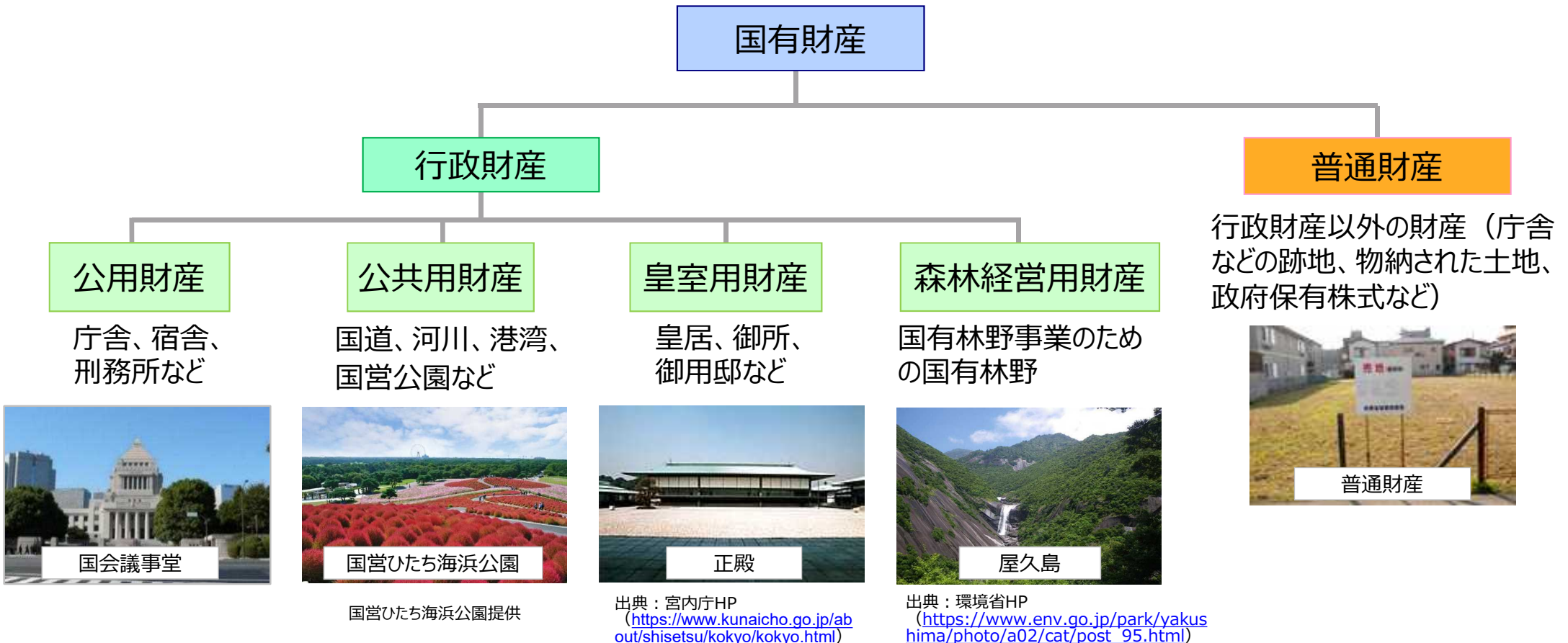
目次

1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例



国有財産とは

- 国は、不動産、動産（現金、船舶、航空機など）、債権などさまざまな財産を所有していますが、国有財産行政の対象となる財産は、国有財産法上の国有財産、例えば、土地や建物などの不動産、船舶、航空機などの一部の動産、株式などの有価証券などをいいます。
- 国有財産は「**行政財産**」と「**普通財産**」の2つに分けられます。



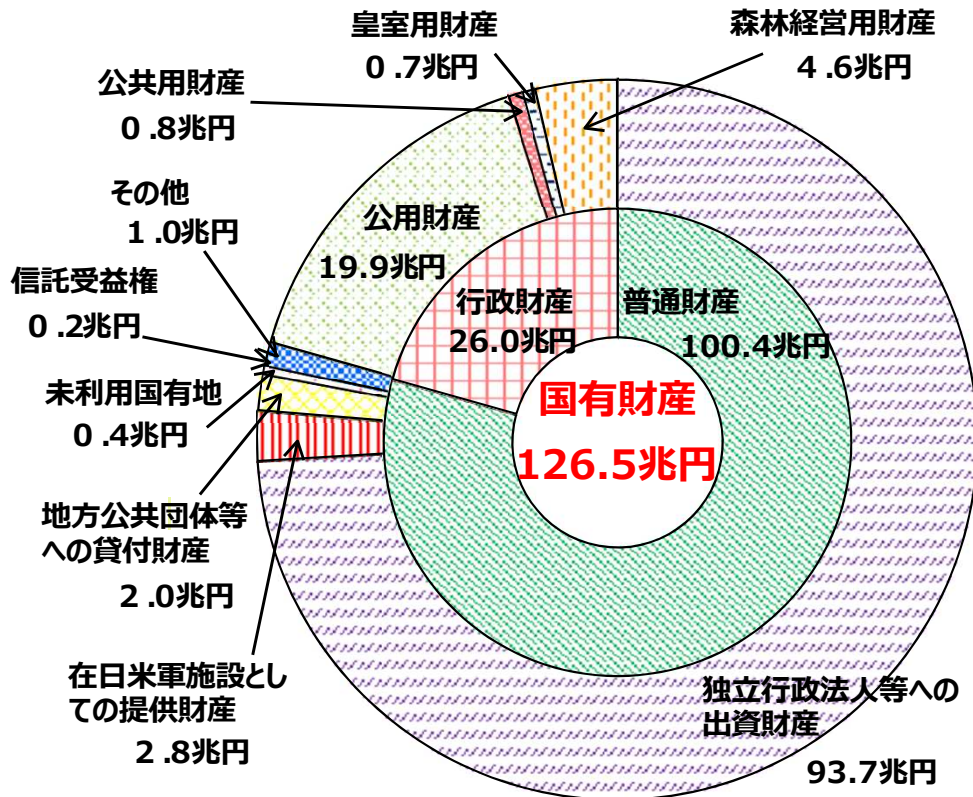
(注) 国有財産法の対象とされていない財産の例としては、現金（会計法において規定）、債権（国の債権の管理等に関する法律において規定）、物品（物品管理法において規定）などがあり、別の法体系の下におかれています。

国有財産の現在額・面積

- 国有財産の価格・数量などは国有財産台帳により管理しており、令和3年度末時点の価格は、**126.5兆円**となっています。そのうち国有地は、19.8兆円です。
(注) 国有財産の現在額には、公共用財産のうち国有財産台帳以外の台帳で管理されている財産（道路、河川など）は含まれていません。
- 令和元年度末時点の国有地の面積は**876.7万ha**であり、**国土の約4分の1**を占めています。

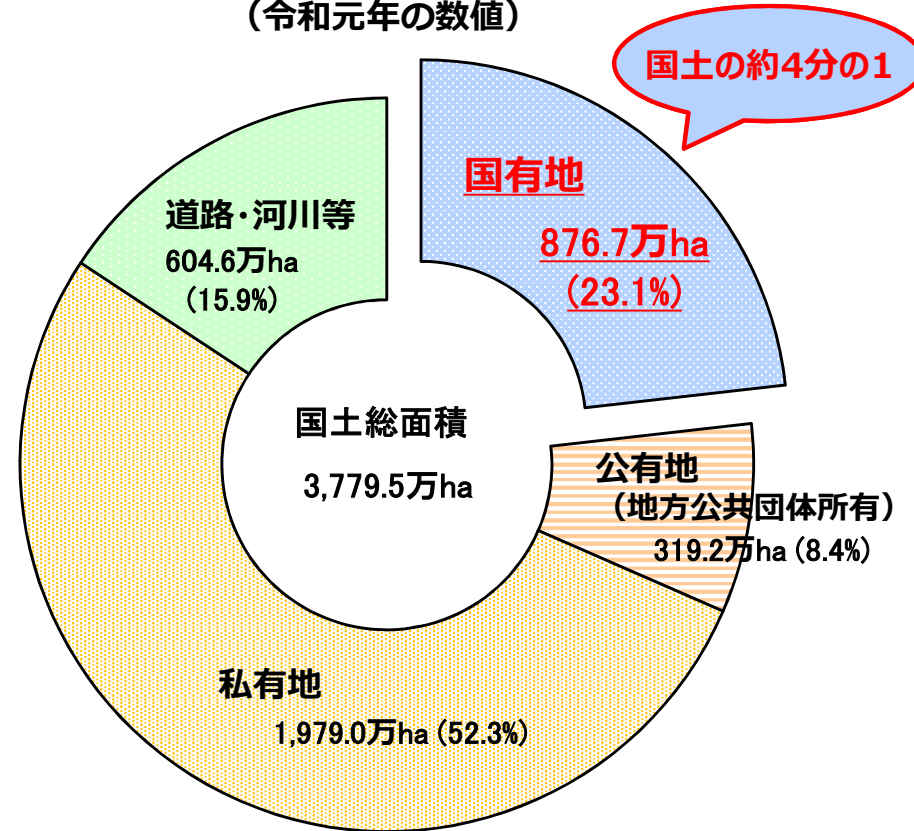
【国有財産の現在額の内訳】

(令和3年度末現在)



【国土に占める国有地の面積の割合】

(令和元年の数値)



国土の約4分の1

(注) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

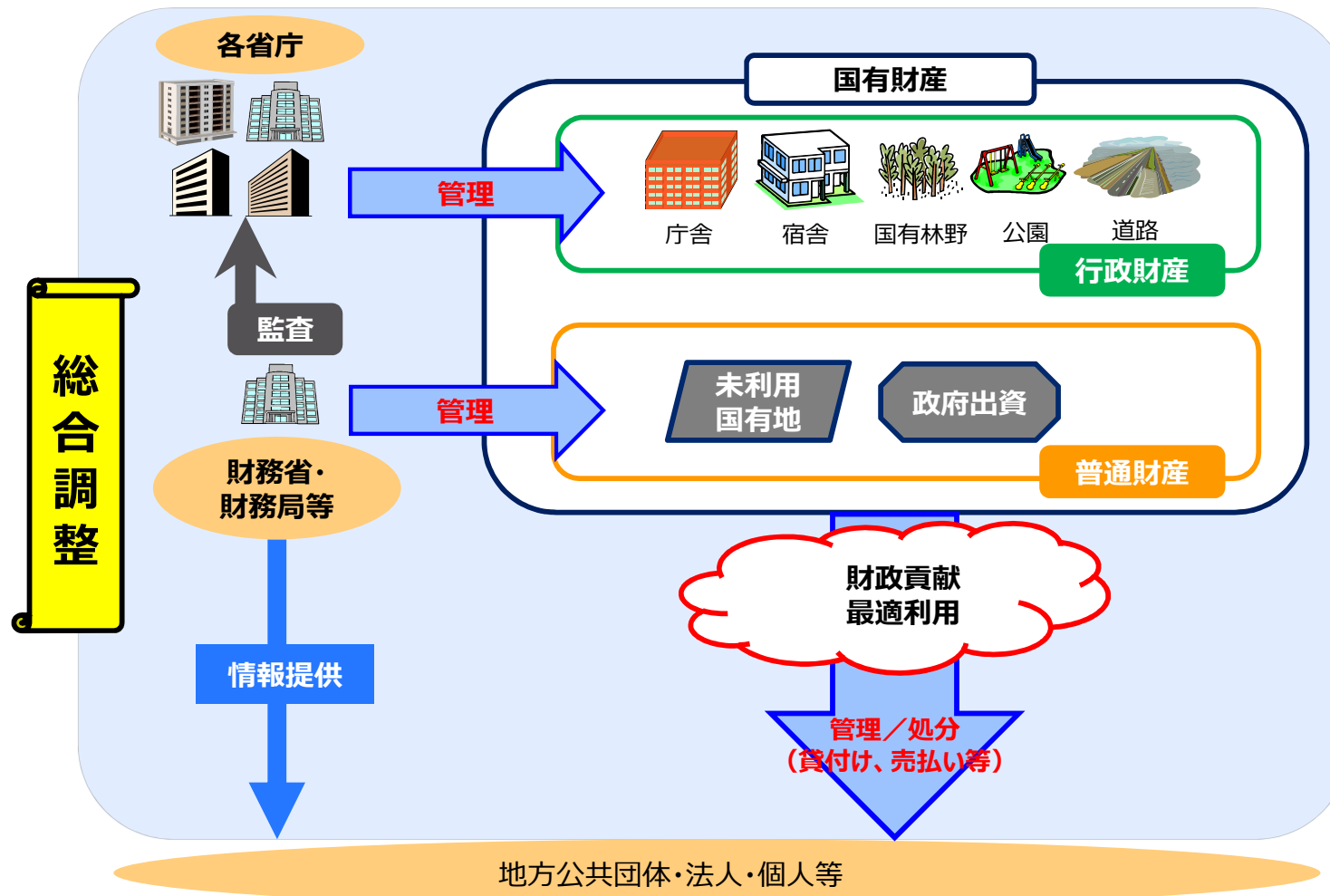
(注) 国土交通省提供資料により作成しており、左記グラフと作成時点が異なります。

国有財産行政とは

- 財務省・財務局等は、個々の国有財産の状況を踏まえて、最適な形で**管理処分**を行えるよう省庁間の**総合調整**を行っています。

※国有財産の「**管理**」…取得、維持、保存及び貸付け等の運用を行うこと。

国有財産の「**処分**」…売払い、交換、譲与、信託等を行うこと。

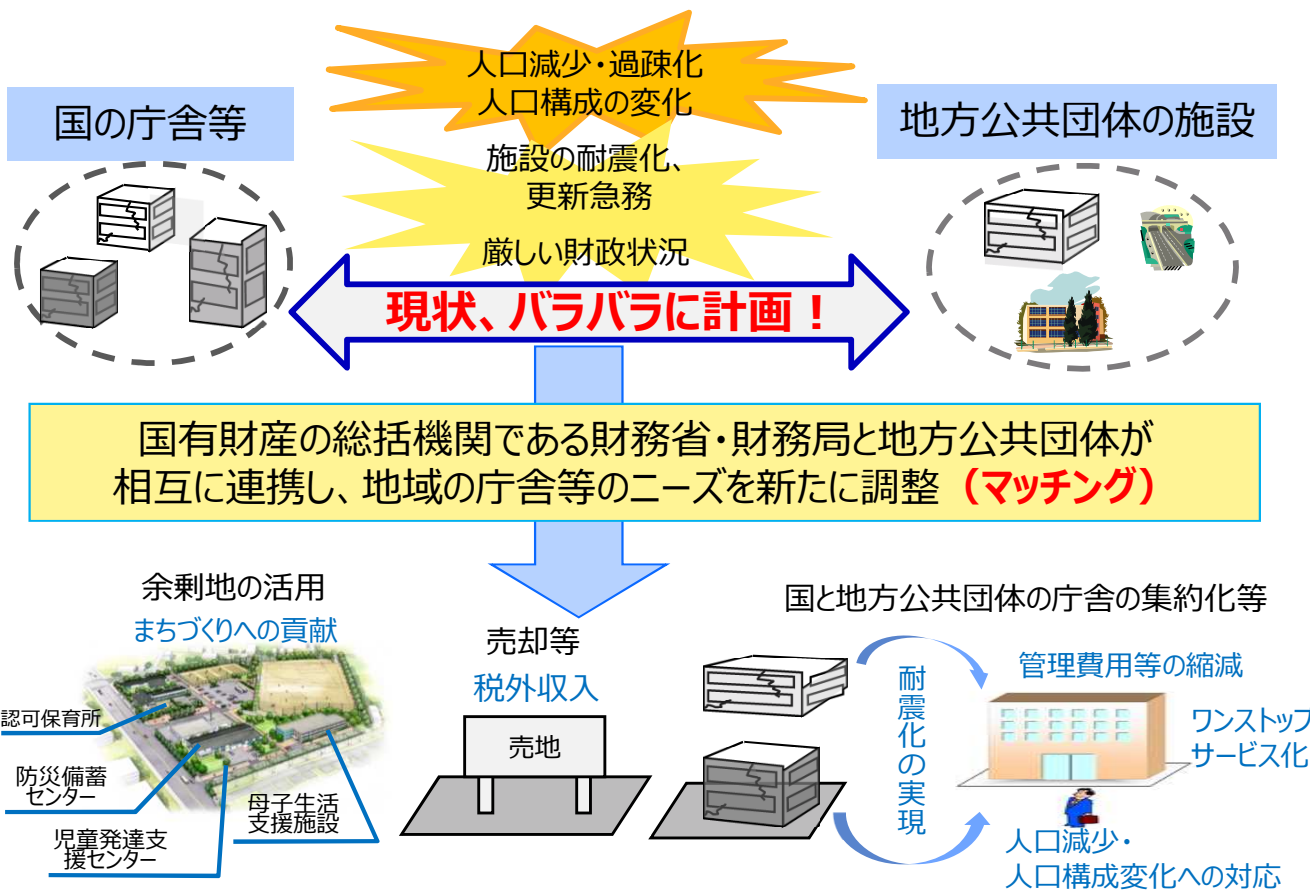


国有財産行政における主な取組み

行政財産

庁舎

- 庁舎の空きスペース等について省庁横断的な入替調整を行い、庁舎等の効率的な使用を推進しています。
また、**地方公共団体等とも連携して、国公有財産の最適利用**を推進しています。



宿舍

- 国家公務員等の職務の能率的な遂行の確保等を目的として設置されています。
また、防災分野、被災者支援や社会福祉分野にも活用されています。



津波避難ビルに指定されている国家公務員宿舍
(和歌山市・近畿財務局)

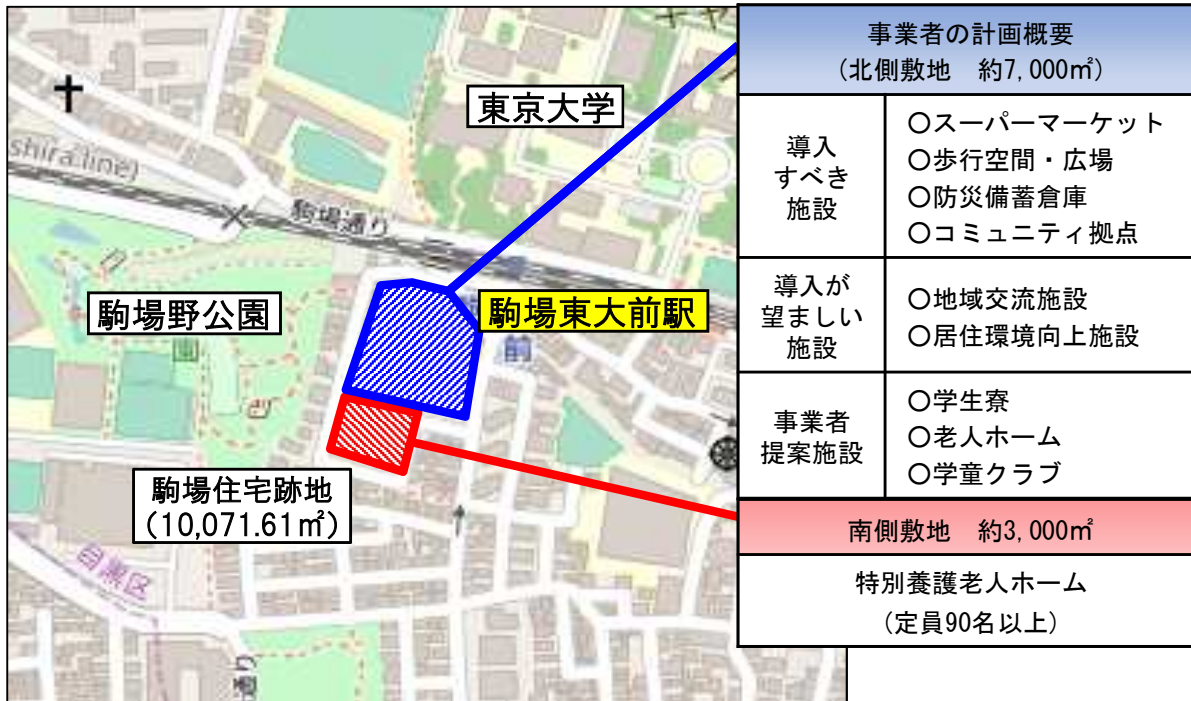


国家公務員宿舍を活用した避難訓練の様子

国有財産行政における主な取組み

普通財産

- 将来世代におけるニーズに対応するため、有用性が高く希少な土地は**所有権を留保し有効活用**を図る一方、国の厳しい財政状況等を踏まえ、国として保有する必要のない土地については、売却等を通じて、国の財政に貢献しています。
- 土地の管理及び処分や庁舎・宿舍の整備に当たっては、**まちづくりの観点から地域のニーズに配慮**しています。定期借地制度を利用した貸付け（後述）によって、介護施設等の整備にも国有財産を活用しています。



<事業者作成パース図(北側敷地)>



<事業者作成鳥瞰図(北側敷地)>



※ いずれの図面も提案時の図面であり、今後の協議等により変更になることがあります。

目次

1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例



行政財産の有効活用に係る新たな取組み

- 行政財産の効率的な活用の一環として、以下のような地域貢献等に繋がる有効活用に取り組んでいます。

5G基地局



港南台住宅（神奈川県）
写真提供元：関東財務局

BOX型サテライトオフィス



広島合同庁舎
写真提供元：中国財務局

キッチンカー販売



岐阜合同庁舎
写真提供元：東海財務局

電気自動車用充電器



福岡合同庁舎
写真提供元：タイムズ24株式会社

カーシェアリング



枚方合同宿舎（大阪府）
写真提供元：近畿財務局

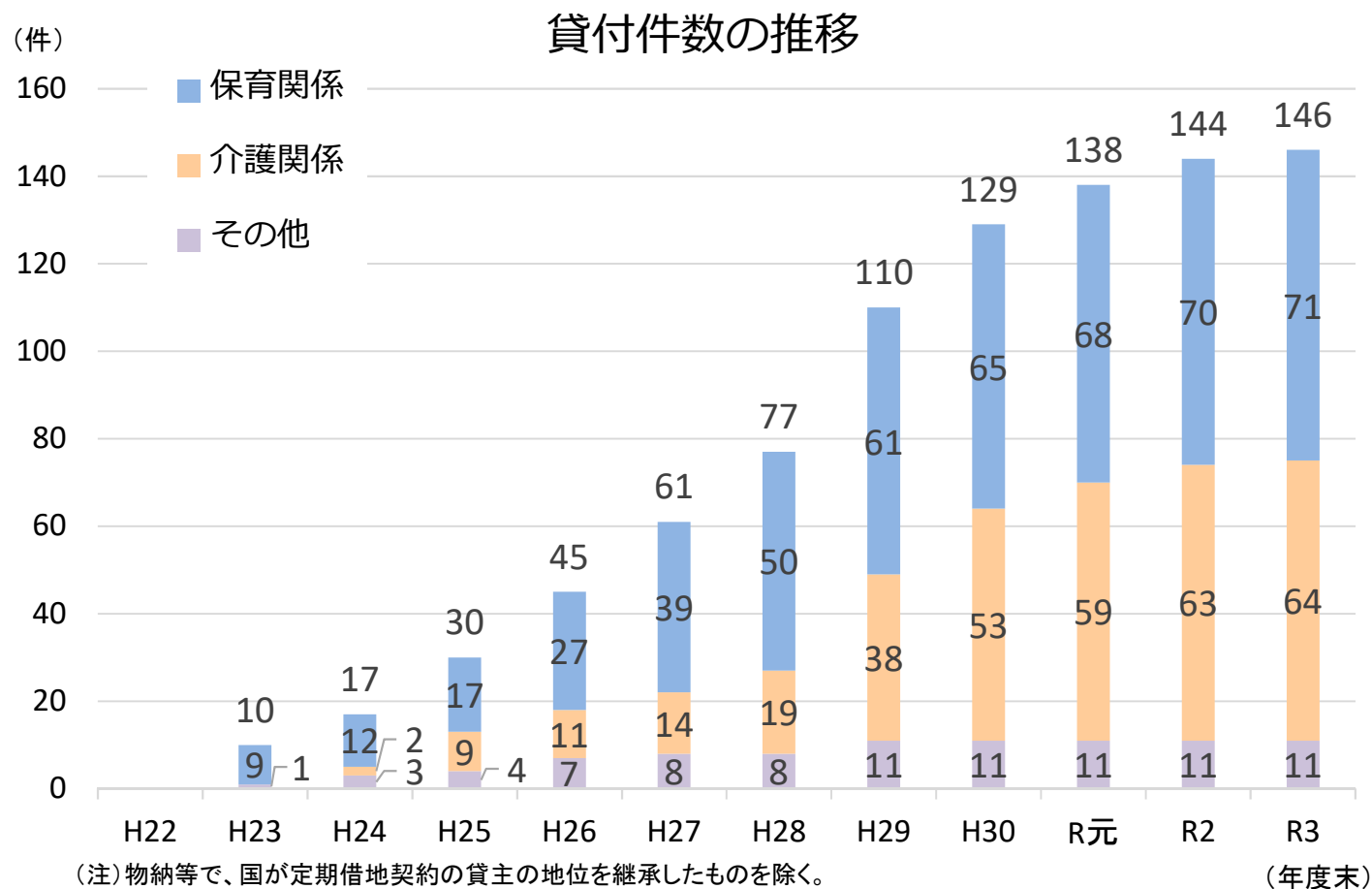
シェアサイクル



熊本地方合同庁舎
写真提供元：九州財務局

定期借地権を利用した貸付制度に係る取組み

- 保育・介護・医療など人々の安心につながる分野での国有地の積極的活用を図るため、**定期借地権を利用した貸付制度**に係る取組みを行っています。
- 令和3年度末では、定期借地権を利用した貸付件数は**146件**となっています。



<定期借地貸付を活用した事例>

目黒区内の保育所(令和3年度開設)



横浜市内の特別養護老人ホーム(令和3年度開設)



引き取り手のない財産への取組み（相続土地国庫帰属制度）

- 所有者不明土地の発生を抑制するため、**相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させることができる制度が創設**されました。
- 本制度において、財務局は、**法務局の調査に協力**するとともに、国庫に帰属した土地のうち、**農用地又は森林以外の土地の管理・処分**を行います。

〈制度の概要〉

- 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、**一定の要件を設定**し、法務大臣が要件について審査を実施

（１）土地の要件 **通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地**は不可

ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地、イ 土壌汚染や埋設物がある土地、ウ 危険な崖がある土地、エ 権利関係に争いがある土地、オ 担保権等が設定されている土地、カ 通路など他人によって使用される土地 など

（２）負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**の納付が必要

※一部の市街地の宅地、一部の市街地及び農用地区域等の農用地、森林の負担金は面積に応じ算定。
それ以外の土地は面積にかかわらず20万円。

※その他申請時に、承認申請に係る土地の一筆ごとに14,000円の審査手数料の納付も必要。

- 国庫に帰属した土地は、**普通財産として、国が管理・処分**
 - ・ 主に農用地として利用されている土地、主に森林として利用されている土地 → **農林水産大臣**が管理・処分
 - ・ それ以外の土地 → **財務大臣**が管理・処分

目次

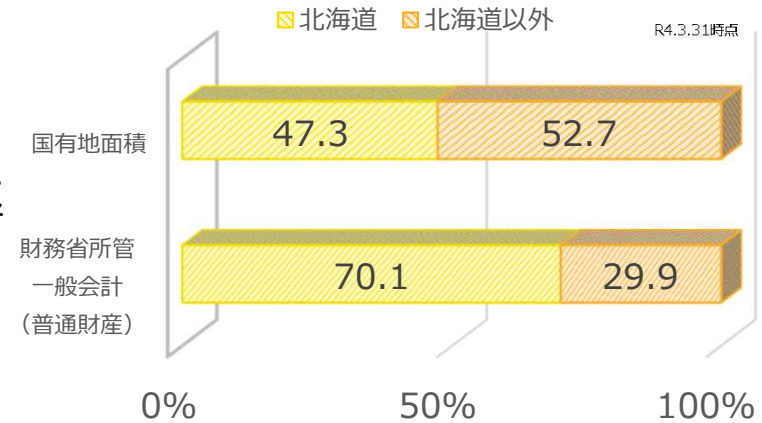
1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. 地域に密着した国有財産の活用事例



管内の国有財産について

全国の国有地の約47%が北海道に所在しています。

また、財務省が所管する国有地(普通財産)の約7割は北海道に所在しています。



地方公共団体等へ国有地の貸付けを行い観光資源として有効活用



提供：「一般社団法人札幌観光協会」

「クラーク博士像」が立つ人気スポット「さっぽろ羊ヶ丘展望台」

- ・羊ヶ丘展望台は、大都市札幌にありながら北海道らしい牧歌的な風景を眺めることができる景勝地。有名なクラーク博士の立像をはじめ様々なモニュメントがあり、札幌を代表する観光名所として親しまれています。
- ・当局は、施設運営者である一般社団法人札幌観光協会に敷地の一部を時価貸付しています。



提供：「公益社団法人北海道観光振興機構」

世界屈指の夜景スポット「函館山」

- ・函館山は、世界屈指の夜景スポットと称される北海道を代表する観光名所です。また、約600種の植物が生育する自然の宝庫であることや、函館要塞の砲台跡などの戦争遺構もあり、市民の学びの場にもなっています。
- ・当局は、函館市に対し函館山を公園敷地として無償貸付しています。

目次

1. 国有財産とは
2. 最近の施策
3. 管内の国有財産について
4. **地域に密着した国有財産の活用事例**



事例①教育行政に貢献する国有財産

- ▶ 北海道三笠高等学校は、公立では道内唯一の食物調理科の単科校。
- ▶ 生徒が自ら調理した料理やお菓子を提供することができる研修施設「三笠高校生レストラン」を無償貸付中の三笠市総合運動公園内にオープン。

三笠高校生レストラン



国有地を通じて、
食のスペシャリストを目指し、
腕を磨く高校生を応援。

提供：「三笠市教育委員会」

所 在：三笠市若草町396番1 外
数 量：37,800.10㎡

事例②街づくりに配慮した活用

札幌市豊平区の国有地（自衛隊札幌病院等跡地）を二段階一般競争入札により売却



- 令和2年2月に売却したあと、事業者によって商業施設、クリニック、分譲マンション等の複合施設の整備が順調に進んでおり、令和6年9月に全体計画が竣工予定。
- 二段階一般競争入札は、街づくりに配慮した売却手法で、地域経済の活性化や賑わいの創出に寄与しています。

所在：札幌市豊平区平岸1条11丁目5番1ほか
数量：48,496.06㎡

観光駐車場敷地として国有地を小樽市へ売却



- 小樽市は、小樽運河や石造りの建物など歴史的建造物や史跡などが随所に残されている北海道を代表する観光地。
- ガラス製品やスイーツの販売店が建ち並ぶ観光スポットにある国有地を、令和5年2月に観光駐車場敷地として小樽市へ売却し、基幹産業である観光業の発展に寄与しています。

所在：小樽市港町161番2ほか
数量：4,075.54㎡

問合せ先

北海道財務局（石狩、胆振、空知、日高管内）

〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 10階
管財総括第一課 ☎011-709-2311

函館財務事務所（渡島、檜山管内）

〒041-0806 函館市美原3丁目4番4号 函館第2地方合同庁舎 1階
管財課 ☎0138-47-8445

旭川財務事務所（上川、留萌、宗谷管内）

〒078-8503 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 東館4階
管財課 ☎0166-31-4151

釧路財務事務所（釧路、根室管内）

〒085-8649 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎 9階
管財課 ☎0154-32-0701

帯広財務事務所（十勝管内）

〒080-0015 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 5階
管財課 ☎0155-25-6381

小樽出張所（後志管内）

〒047-0007 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階
管財課 ☎0134-23-4103

北見出張所（オホーツク管内）

〒090-0018 北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎 3階
管財課 ☎0157-24-4167